

明治二十五年三月三十一日 日刊 (行政機関の休日休刊)
第三種郵便物認可

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

- 地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令 (総務九四)
- 独立行政法人宇宙航空研究開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令 (総務・文部科学一)
- 独立行政法人宇宙航空研究開発機構の中期目標に係る業務の実績に関する評価に関する省令を廃止する省令 (総務・文部科学・国土交通一)
- 出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令 (法務五〇)
- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令 (厚生労働一三五)
- 平成二十年度における労働保険の概算保険料の延納に係る納期限の特例に関する省令 (同一三六)
- 〔告 示〕
- 土地家屋調査士法第三条第一項第七号の規定による団体の指定に関する件 (法務三九五)

- 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十年度の初日から平成二十年七月三十一日までの輸入数量を告示 (財務二四九)
- 平成二十年度の初日から平成二十年七月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示 (同一五〇)
- 平成二十年度の初日から平成二十年七月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示 (同一五一)
- 関税暫定措置法第八条の四第一項の規定に基づき、特定特惠鉱工業産品等について、輸入額等が限度額等を超えることとなった特定特惠鉱工業産品等及び月を告示する件 (同一五二)
- 認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件 (国税庁二七、二八)
- 農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格の一部を改正する件 (農林水産一三五〇)
- 畜産物缶詰及び畜産物瓶詰の日本農林規格の一部を改正する件 (同一三五一)
- 水産物缶詰及び水産物瓶詰の日本農林規格の一部を改正する件 (同一三五二)
- プレスハムの日本農林規格の一部を改正する件 (同一三五三)
- ソーセージの日本農林規格の一部を改正する件 (同一三五四)
- 混合ソーセージの日本農林規格の一部を改正する件 (同一三五五)

- ハンバーガーパティの日本農林規格の一部を改正する件 (同一三五六)
- チルドハンバーグステーキの日本農林規格の一部を改正する件 (同一三五七)
- チルドミートボールの日本農林規格の一部を改正する件 (同一三五八)
- 即席めん類の日本農林規格の一部を改正する件 (同一三五九)
- 生タイプ即席めん類の日本農林規格の一部を改正する件 (同一三六〇)
- パン粉の日本農林規格の一部を改正する件 (同一三六一)
- ドレッシングの日本農林規格の一部を改正する件 (同一三六二)
- 風味調味料の日本農林規格の一部を改正する件 (同一三六三)
- 乾燥スープの日本農林規格の一部を改正する件 (同一三六四)
- ウスターソース類の日本農林規格の一部を改正する件 (同一三六五)
- マーガリン類の日本農林規格の一部を改正する件 (同一三六六)
- 調理冷凍食品の日本農林規格の一部を改正する件 (同一三六七)
- プレスハム品質表示基準等の一部を改正する件 (同一三六八)
- 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件 (農林水産・環境五)
- 平成十六年国土交通省告示第七百七十二号の一部を改正する件 (国土交通一〇二八)
- 道路に関する件 (東北地方整備局一六二、一六三)

- 道路に関する件 (北陸地方整備局一一五、一一六)
- 道路に関する件 (中部地方整備局一〇八)
- 道路に関する件 (中国地方整備局七二)
- 道路に関する件 (九州地方整備局一〇七、一〇八)
- 〔人事異動〕
- 内閣 内閣府
- 〔官庁報告〕
- 官庁事項
- 関東地方整備局公示 (関東地方整備局)
- 労働
- 争議行為の通知の公表について (厚生労働省)
- 国家試験
- 採用候補者名簿の失効 (人事院)
- 〔公 告〕
- 諸事項
- 官庁
- 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一 (日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額、登録制賦購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示関係 (以下次のページへ続く))

(前のページより続き)
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、
破産、免責、特別清算、再生関係
特殊法人等
高速道路の料金の額及び徴収期間の
変更、厚生年金基金清算終了・清算
人退任関係
地方公共団体
職員の免職処分関係
会社その他

省令

○総務省令第九十四号
地方自治法の一部を改正する法律(平成二十年法律第六十九号)及び地方自治法施行令の一部を改正する政令(平成二十年政令第二百五十四号)の施行に伴い、並びに地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第七十一条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十年八月二十九日
総務大臣臨時代理
国務大臣 太田 誠一

地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令
地方公務員等共済組合法施行規則(昭和三十七年自治省令第二十号)の一部を次のように改正する。
第十六条の三第一項中「報酬」を「議員報酬」に改める。
附則
この省令は、平成二十年九月一日から施行する。
○総務省令第一号
文部科学省令第一号

独立行政法人通則法(平成十一年法律第三十三号)第三十四条第一項の規定に基づき、及び同法を施行するため、独立行政法人宇宙航空研究開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十年八月二十九日
総務大臣臨時代理
国務大臣 太田 誠一
文部科学大臣 鈴木 恒夫

独立行政法人宇宙航空研究開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平成十七年文部科学省令第一号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
独立行政法人宇宙航空研究開発機構に関する省令
第十三条を第十四条とし、第七条から第十二条までを一条ずつ繰り下げ、第六条の次に次の一条を加える。

この省令は、公布の日から施行する。
○文部科学省令第一号
国土交通省令第一号

(中期目標期間の業務の実績の評価に係る事項)
第七条 機構は、通則法第三十四条第一項の規定により各中期目標の期間における業務の実績について独立行政法人評価委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標に定めた項目ごととその実績を明らかにした報告書を当該中期目標の期間の終了後三月以内に文部科学省の独立行政法人評価委員会に提出しなければならない。
2 文部科学省の独立行政法人評価委員会は、前項の報告書の提出を受けたときは、当該報告書の写しを総務省の独立行政法人評価委員会に送付するものとする。
附則
この省令は、公布の日から施行する。
○文部科学省令第一号
国土交通省令第一号

独立行政法人宇宙航空研究開発機構の中期目標に係る業務の実績に関する評価に関する省令を廃止する省令を次のように定める。
平成二十年八月二十九日
総務大臣臨時代理
国務大臣 太田 誠一
文部科学大臣 鈴木 恒夫
国土交通大臣 谷垣 禎一

独立行政法人宇宙航空研究開発機構の中期目標に係る業務の実績に関する評価に関する省令(平成十五年文部科学省令第一号)は、廃止する。
附則
この省令は、公布の日から施行する。
○法務省令第五十号
出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第六十九条の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十年八月二十九日
法務大臣 保岡 興治

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令
出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和五十六年法務省令第五十四号)の一部を次のように改正する。
第五十一条中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

この省令は、平成二十年九月一日から施行する。
○厚生労働省令第三十五号
介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十四条第二項、第八十一条第二項、第百五十五条の四第二項及び第百五十五条の二十二第二項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十年八月二十九日
厚生労働大臣 舛添 要一

二 船舶にあつては到着の時から二十四時間以内に、航空機にあつては到着後直ちに、到着した出入国港の入国審査官に対し、当該船舶等の到着時刻その他必要と認められる事項を届け出ること。
三 船舶等が出入国港から出発しようとするときは、あらかじめその出入国港の入国審査官に対し、当該船舶等の出発時刻その他必要と認められる事項を届け出ること。
第六十一条の三第一項第四号中「第五十一条」を「第五十一条第一号」に改め、同項に次の一号を加える。
五 第五十一条第二号又は第三号の規定による届出
附則
この省令は、平成二十年九月一日から施行する。

次に掲げる省令の規定中「少なくとも六月に一回」を「必要に応じて随時」に改める。
一 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)第九十九条第五号
二 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十八号)第十三条第二十一号
三 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号)第二十七八条第六号
四 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十七号)第三十条第二十三号
附則
この省令は、平成二十年九月一日から施行する。

この省令は、平成二十年九月一日から施行する。